

新 条 文	旧 条 文
(条例別表第一の規則で定める事務等) 第二條 略 2 略 (削る)	(条例別表第一の規則で定める事務等) 第二條 略 2 略 3 条例別表第一の三の項の規則で定める事業は、私立の高等学校等に係る奨学のための給付金の給付及び学び直し支援金の支給に関する事業（以下「私立高等学校等修学支援事業」という。）並びに私立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科に係る奨学のための給付金の給付及び修学支援金の支給に関する事業（以下「私立高等学校等専攻科修学支援事業」という。）とし、同項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。 一 私立高等学校等修学支援事業に係る奨学のための給付金の給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 二 私立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 三 私立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の受給権者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 四 私立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の支給の停止若しくは再開の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務 五 私立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の支給を受ける事由が消滅した者の一覧表の提出の受理、その提出に係る

る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務
六 私立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の受給権者の氏名の変更の届出の受理に関する事務

七 私立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の受給権者の授業料を減免した旨の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

八 私立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

九 私立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の支給の状況若しくは実績の報告の受理、その報告に係る事実についての審査又はその報告に対する応答に関する事務

十 私立高等学校等専攻科修学支援事業に係る奨学のための給付金の給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十一 私立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十二 私立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の受給権者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

十三 私立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の支給の停止若しくは再開の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

十四 私立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の支給を受ける事由が消滅した者の一覧表の提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

十五 私立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の受給権者の氏名の変更の届出の受理に関する事務

(削る)

十六 私立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の受給権者の授業料を減免した旨の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

十七 私立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十八 私立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の支給の状況若しくは実績の報告の受理、その報告に係る事実についての審査又はその報告に対する応答に関する事務

4 条例別表第一の四の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十九条第一項の規定に準じて行う外国人に対する保護の実施に関する事務
- 二 生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う外国人に対する保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う外国人に対する保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 三 生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による外国人に対する保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権による外国人に対する保護の変更に関する事務
- 四 生活保護法第二十六条の規定に準じて行う外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務
- 五 生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う外国人に対する就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 六 生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う外国人に対する進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 七 生活保護法第五十五条の八第一項の規定に準じて行う外国人

(削る)

3 | 条例別表第一の三の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一〇十二 略

4 | 条例別表第一の四の項の規則で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）第二条第一項の規定の趣旨に基づいて支弁する特別支援学校への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事

八 | に対する被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務
生活保護法第六十三条の規定に準じて行う外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務

九 | 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う外国人に対する保護に係る徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う外国人に対する保護に係る徴収金の徴収を含む。）に関する事務

5 | 条例別表第一の五の項の規則で定める事業は、ウイルス性肝炎（B型肝炎及びC型肝炎に限る。）の早期治療の促進を図るための医療費の助成に関する事業（以下「肝炎治療特別促進事業」という。）とし、同項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 | 肝炎治療特別促進事業に係る肝炎治療受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 | 肝炎治療特別促進事業に係る肝炎治療受給者証の変更に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

三 | 肝炎治療特別促進事業に係る肝炎治療受給者証の再交付に関する事務

四 | 肝炎治療特別促進事業に係る受給資格の喪失の届出の受理に関する事務

6 | 条例別表第一の六の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一〇十二 略

7 | 条例別表第一の七の項の規則で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）第二条第一項の規定の趣旨に基づいて支弁する特別支援学校への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事

実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

5| 条例別表第一の五の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一〇九 略

6| 条例別表第一の六の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一〇四 略

7| 条例別表第一の七の項の規則で定める事業は、国立又は公立の高等学校等に係る標準修業年限超過者等就学支援金の支給に関する事業（以下「国公立高等学校等標準修業年限超過者等就学支援事業」という。）とし、同項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

8| 条例別表第一の八の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一〇九 略

9| 条例別表第一の九の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一〇四 略

10| 条例別表第一の十の項の規則で定める事業は、国立又は公立の高等学校等に係る奨学のための給付金の給付並びに学び直し支援金及び標準修業年限超過者等就学支援金の支給に関する事業（以下「国公立高等学校等修学支援事業」という。）並びに公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科に係る奨学のための給付金の給付及び修学支援金の支給に関する事業（以下「公立高等学校等専攻科修学支援事業」という。）とし、同項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一| 国公立高等学校等修学支援事業に係る奨学のための給付金の給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二| 国公立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三| 国公立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の受給資格認定申請者一覧の作成及び提出若しくはその提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

四| 国公立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の受給権者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

五| 国公立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の収入

(削る)

(削る)

一 国公立高等学校等標準修業年限超過者等就学支援事業に係る標準修業年限超過者等就学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 国公立高等学校等標準修業年限超過者等就学支援事業に係る標準修業年限超過者等就学支援金の受給資格認定申請者一覧の作成及び提出若しくはその提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

三 国公立高等学校等標準修業年限超過者等就学支援事業に係る標準修業年限超過者等就学支援金の受給権者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

四 国公立高等学校等標準修業年限超過者等就学支援事業に係る標準修業年限超過者等就学支援金の収入状況届出者一覧の作成及び提出若しくはその提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

五 国公立高等学校等標準修業年限超過者等就学支援事業に係る標準修業年限超過者等就学支援金の支給の停止若しくは再開の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務

状況届出者一覧の作成及び提出若しくはその提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

六 国公立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の支給の停止若しくは再開の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務

七 国公立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の支給停止申出者一覧若しくは支給再開申出者一覧の作成及び提出若しくはその提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

八 国公立高等学校等修学支援事業に係る標準修業年限超過者等就学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

九 国公立高等学校等修学支援事業に係る標準修業年限超過者等就学支援金の受給資格認定申請者一覧の作成及び提出若しくはその提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

十 国公立高等学校等修学支援事業に係る標準修業年限超過者等就学支援金の受給権者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

十一 国公立高等学校等修学支援事業に係る標準修業年限超過者等就学支援金の収入状況届出者一覧の作成及び提出若しくはその提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

十二 国公立高等学校等修学支援事業に係る標準修業年限超過者等就学支援金の支給の停止若しくは再開の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務

六 国公立高等学校等標準修業年限超過者等就学支援事業に係る標準修業年限超過者等就学支援金の支給停止申出者一覽若しくは支給再開申出者一覽の作成及び提出若しくはその提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(条例別表第二の規則で定める事務等)

十三 国公立高等学校等修学支援事業に係る標準修業年限超過者等就学支援金の支給停止申出者一覽若しくは支給再開申出者一覽の作成及び提出若しくはその提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

十四 公立高等学校等専攻科修学支援事業に係る奨学のための給付金の給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十五 公立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十六 公立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の受給資格認定申請者一覽の作成及び提出若しくはその提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

十七 公立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の受給権者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

十八 公立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の収入状況届出者一覽の作成及び提出若しくはその提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

十九 公立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の支給の停止若しくは再開の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務

二十 公立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の支給停止申出者一覽若しくは支給再開申出者一覽の作成及び提出若しくはその提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

(条例別表第二の規則で定める事務等)

第三条 (削る)

1 条例別表第二の一の項の規則で定める事業は、私立高等学校等就学支援費補助事業とし、同項の規則で定める事務は、私立高等学校等就学支援費補助事業に係る補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 当該申請に係る生徒に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項の高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給に関する情報

二 略

イ 略

ロ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二十二条第一号ヨに規定する外国人生活保護実施関係情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）

第三条 条例別表第二の一の項の規則で定める情報は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項の高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の受給資格の認定の申請を行う者及び同法第十七条の収入の状況の届出を行う者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）第一条第二項の保護者等という。第五条第六項において同じ。）に係る生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う外国人に対する保護の実施、同法第二十四条第一項の規定に準じて行う外国人に対する保護の開始若しくは同法第九項の規定に準じて行う外国人に対する保護の変更、同法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による外国人に対する保護の開始若しくは同法第二項の規定に準じて行う職権による外国人に対する保護の変更又は同法第二十六条の規定に準じて行う外国人に対する保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）とする。

2

条例別表第二の二の項の規則で定める事業は、私立高等学校等就学支援費補助事業とし、同項の規則で定める事務は、私立高等学校等就学支援費補助事業に係る補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 当該申請に係る生徒に係る就学支援金の支給に関する情報

二 略

イ 略

ロ 外国人生活保護実施関係情報

2 条例別表第二の二の項の規則で定める事務は、私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助事業に係る補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 二 略

(削る)

3 条例別表第二の三の項の規則で定める事務は、私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助事業に係る補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 二 略

4 条例別表第二の四の項の規則で定める事業は、私立高等学校等修学支援事業及び私立高等学校等専攻科修学支援事業とし、同項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 私立高等学校等修学支援事業に係る奨学のための給付金の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者及び当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

イ 生活保護実施関係情報

ロ 外国人生活保護実施関係情報

二 私立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者の保護者等に係る前号イ及びロに掲げる情報

三 私立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の受給権者の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者の保護者等に係る第一号イ及びロに掲げる情報

四 私立高等学校等専攻科修学支援事業に係る奨学のための給付金の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者及び当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る第一号イ及びロに掲げる情報

5 条例別表第二の五の項の規則で定める事務は、前条第四項各号(第五号から第七号までを除く。)に掲げる事務(同項第二号に掲げる事務にあつては、同号の外国人に対する保護の開始及び外

(削る)

(削る)

3 |

条例別表第二の三の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に係る事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 第二条第三項第一号に掲げる事務 略

イ 略

ロ 略

二 第二条第三項第二号に掲げる事務 略

三 第二条第三項第三号に掲げる事務 準県営住宅の入居者又はその同居者に係る生活保護実施関係情報、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報（以下「就労自立給付金支給関係情報」という。）、外国人生活保護実施関係情報及び生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う外国人に対する就労

外国人に対する保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務に限る。）とし、同表の五の項の規則で定める情報は、生活保護法第二条の規定に準じて行う保護を必要とする状態にある外国人又は同条の規定に準じて行う保護を受けていた外国人（以下「外国人要保護者等」という。）に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第四十四条第一号ハからホまで、リからルまで、ワからタまで、ノ及びオに掲げる情報とする。

6 |

条例別表第二の六の項の規則で定める情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第五十五条第二号から第六号まで、第八号、第十号及び第十一号に掲げる者に係る外国人生活保護実施関係情報及び生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う外国人に対する就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人就労自立給付金支給関係情報」という。）とする。

7 |

条例別表第二の七の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に係る事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 第二条第六項第一号に掲げる事務 略

イ 略

ロ 略

二 第二条第六項第二号に掲げる事務 略

三 第二条第六項第三号に掲げる事務 準県営住宅の入居者又はその同居者に係る生活保護実施関係情報、生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報（以下「就労自立給付金支給関係情報」という。）、外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金支給関係情報並びに第一号イ及びロに掲げる情報

自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人就労自立給付金支給関係情報」という。）並びに第一号イ及びロに掲げる情報

四 第二条第三項第五号に掲げる事務 略

五 第二条第三項第六号に掲げる事務 準県営住宅への入居の申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る生活保護実施関係情報、就労自立給付金支給関係情報、外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金支給関係情報

六 第二条第三項第七号に掲げる事務（青森県営住宅条例第二

十八条の二において読み替えて準用する公営住宅法第二十七条第五項の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務に限る。） 略

イ 略

ロ 略

七 第二条第三項第七号に掲げる事務（青森県営住宅条例第二十八條の二において読み替えて準用する公営住宅法第二十七条第六項の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務に限る。） 略

八 第二条第三項第八号に掲げる事務（青森県営住宅条例第二十八條の二において読み替えて準用する公営住宅法第二十九条第一項の明渡し請求に関する事務に限る。） 略

九 第二条第三項第八号に掲げる事務（青森県営住宅条例第二十八條の二において読み替えて準用する公営住宅法第三十二条第一項の明渡し請求（同項第六号に係るものを除く。）に関する事務に限る。） 略

十 第二条第三項第十号に掲げる事務 略

十一 第二条第三項第十一号に掲げる事務 略

十二 第二条第三項第十二号に掲げる事務 略

4| 条例別表第二の四の項の規則で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の規定の趣旨に基づいて支

四 第二条第六項第五号に掲げる事務 略

五 第二条第六項第六号に掲げる事務 準県営住宅への入居の申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る生活保護実施関係情報、就労自立給付金支給関係情報、外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金支給関係情報並びに第一号イ及びロに掲げる情報

六 第二条第六項第七号に掲げる事務（青森県営住宅条例第二

十八條の二において読み替えて準用する公営住宅法第二十七条第五項の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務に限る。） 略

イ 略

ロ 略

七 第二条第六項第七号に掲げる事務（青森県営住宅条例第二十八條の二において読み替えて準用する公営住宅法第二十七条第六項の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務に限る。） 略

八 第二条第六項第八号に掲げる事務（青森県営住宅条例第二十八條の二において読み替えて準用する公営住宅法第二十九条第一項の明渡し請求に関する事務に限る。） 略

九 第二条第六項第八号に掲げる事務（青森県営住宅条例第二十八條の二において読み替えて準用する公営住宅法第三十二条第一項の明渡し請求（同項第六号に係るものを除く。）に関する事務に限る。） 略

十 第二条第六項第十号に掲げる事務 略

十一 第二条第六項第十一号に掲げる事務 略

十二 第二条第六項第十二号に掲げる事務 略

8| 条例別表第二の八の項の規則で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の規定の趣旨に基づいて支

弁する特別支援学校への就学のため必要な経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の四の項の規則で定める情報は、同条第一項の経費の支弁に関する情報（以下「法定特別支援学校就学奨励関係情報」という。）とする。

第四条 略

（条例別表第三の規則で定める事務等）

第五条 略

2 3 略

4 条例別表第三の四の項の規則で定める事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第六十三条第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事務とし、同表の四の項の規則で定める情報は、同条第一号に規定する要保護者等に準ずる者に係る次に掲げる情報とする。

一 三 略

5 略

6 条例別表第三の六の項の規則で定める情報は、就学支援金の受給資格の認定の申請を行う者及び高等学校就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出の状況を行う者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）第一条第二項の保護者等をいう。）に係る生活保護実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報とする。

7 略

8 条例別表第三の八の項の規則で定める事業は、国立又は公立の高等学校に係る奨学のための給付金給付並びに学び直し支援金及び標準修業年限超過者等就学支援金の支給に関する事業（以下「国立高等学校等修学支援事業」という。）並びに公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科に係る

弁する特別支援学校への就学のため必要な経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の八の項の規則で定める情報は、同条第一項の経費の支弁に関する情報（以下「法定特別支援学校就学奨励関係情報」という。）とする。

第四条 略

（条例別表第三の規則で定める事務等）

第五条 略

2 3 略

4 条例別表第三の四の項の規則で定める事務は、第二条第四項第一号から第四号まで及び第九号に掲げる事務（同項第二号に掲げる事務にあつては、同号の外国人に対する保護の開始及び外国人に対する保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務に限る。）とし、同表の四の項の規則で定める情報は、外国人要保護者等に係る次に掲げる情報とする。

一 三 略

5 略

6 条例別表第三の六の項の規則で定める情報は、就学支援金の受給資格の認定の申請を行う者及び高等学校就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出の状況を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報とする。

7 略

8 条例別表第三の八の項の規則で定める事業は、国立高等学校等修学支援事業及び公立高等学校等専攻科修学支援事業とし、同項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号

奨学のための給付金の給付及び修学支援金の支給に関する事業
(以下「公立高等学校等専攻科修学支援事業」という。)とし、
同項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の
規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各
号に定める情報とする。

一 六 略

に定める情報とする。

一 六 略